

新型コロナウイルス感染症の検査で「陽性」が判明した方へ

※保健所から個別に指示を受けた場合は、そちらに従ってください。



① 医療機関からの届出
受診した医療機関から、発生届が提出され、保健所が患者を把握します。

② 保健所からの連絡（疫学調査）
保健所が患者へ連絡し、症状や行動歴等を伺います。
患者の症状や基礎疾患等により、療養方法を検討します。

③ 療養先の決定
患者の症状等により、入院・宿泊療養・自宅療養のいずれかを決定し、保健所が患者へ連絡します。

▼ 療養中の支援
・食料等の支援物資の配布 → ②の調査の際に希望をお伺いします。
・パルスオキシメーター（血中の酸素濃度を測定する機器）の貸与



感染可能期間に接触した方への連絡について

【感染可能期間】

陽性となった方の「発症日（無症状の方は検体を採取した日）の2日前から」が感染可能期間（陽性となった方が、他の人に感染させる可能性のある期間）とされています。

<例> 1月15日が発症日 or 検体採取日 → 1月13日から感染可能期間

※正確な発症日は、保健所が調査の結果、決定します。保健所から連絡があるまでは、上記を目安として考えてください。

【濃厚接触となる可能性がある方】

陽性となった方の同居家族は、原則、濃厚接触者となります。

また、感染可能期間に接触した方で、以下に当てはまる方は、濃厚接触となる可能性があります。

- ・ 陽性となった方と一緒に、会話をしながら食事をした
- ・ マスクをしていない状態（不十分な着用を含む）で、陽性となった方と『1～2メートル以内』で『15分以上』会話をした

○ 陽性となった方の同居の方

同居のご家族は、原則、濃厚接触者となります。

「濃厚接触者となった方へ」を参考に、健康観察や自宅待機等を開始してください。

症状がある方については、保健所からの連絡を待たずに、陽性となった方が受診した医療機関や、かかりつけ医に相談のうえ、受診してください。

○ 【濃厚接触となる可能性がある方】に当てはまる方（同居の方以外）

陽性となった方の同居のご家族以外の方については、原則、保健所は濃厚接触者の特定を行いません。

濃厚接触となる可能性がある場合は、陽性となった方と最後に接触した日から7日間は、感染リスクの高い行動を控え、感染対策や、自身の健康観察等を行ってください。

症状がある方は、かかりつけ医などの身近な医療機関又は受診・相談センターに相談し、受診してください。

受診の際は必ず事前に電話連絡をしてください。

受診・相談センター ☎0570-082-820
（前橋の方）前橋市保健所 ☎027-220-1151
（高崎の方）高崎市保健所 ☎027-381-6112